

第 3 章

重点施策

第 1 章「第 3 期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」と第 2 章「松山市子どもの貧困対策計画」の中で、ひとり親家庭、貧困家庭それぞれの現状や課題を分析してきました。

第 3 章では、それぞれの課題を解決するための重点施策を定めますが、2 つの計画の対象や施策には共通する部分があるため、その関連性を考慮します。2 つの計画を併せた「松山市子どもの未来応援プラン」としてひとり親家庭、貧困家庭のいずれにも資するものとするため、一体的・効率的に重点施策に取り組みます。

(1) 教育の支援の充実

ひとり親家庭、貧困家庭ともに、経済的な理由から、子どもの学習塾の利用や大学への進学を諦めている割合が高くなっています。このため、生まれ育った環境によって子どもの教育の機会が妨げられることのないよう、教育の支援の充実に向け取り組みます。

その 1 つとして、現在、本市が子どもの学習支援として、ひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生を対象に「松山市子ども健全育成事業(土曜塾)」を実施しています。

土曜塾の実施により、中学生の進路の選択肢を広げることができていますが、2 つの計画の策定の中で、ひとり親家庭や貧困家庭への学習支援については、依然として一定のニーズがあることが確認されました。このため、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育の支援の充実に向けて取り組みます。

(2) 生活の支援の充実

ひとり親家庭、貧困家庭では、親が子どもの「教育・進学」「しつけ」「養育にかかる費用」などの悩みを持ち、子ども自身も「進路」「人間関係」など様々な悩みを抱えています。しかし、身近に子育ての協力を期待できる同居人なども居ない割合が高いこともあり、それぞれの家庭やその子どもが社会的孤立に陥らないための支援として、各種相談窓口の充実等に向け取り組みます。

その 1 つとして、SNS による相談窓口の開設や、子ども食堂など子どもに関わる地域の団体との連携強化を検討します。

現在、本市では、電話、来所、メールによる相談窓口を設置し、子どもやひとり親からの相談を受け対応していますが、ひとり親家庭や貧困家庭のなかには、生活状況などを理由に電話や来所相談が難しい場合も想定されます。このため、より相談しやすい環境を整備する必要があると考え、特に若い世代がコミュニケーションや情報取得のツールとして利用が多い SNS を活用した相談窓口を開設することを検討します。

また、現在、本市では、地域の団体やボランティア等により、複数の子どもの食堂が運営されており、子どもの孤食の防止や居場所の確保につながっています。子ども食堂は、貧困家庭の子どもからのニーズが高いことに加え、親子での参加も可能であることから、親同士の情報交換や悩み解消の場になることも期待されます。また、支援を要する子ども達にとって身近な理解者になるとともに、必要なタイミングで支援につながるための存在にもなります。今後、子ども食堂をはじめとする地域の団体との連携を深め、それぞれの団体が子どもにとって気づきの拠点となり、より効果的な見守りや支援を

担っていただけるよう取り組みます。

以上のような各種相談窓口の充実や、地域の団体との連携強化を検討するなど、生活の支援の充実に向けて取り組みます。

(3) 経済的支援の充実

ひとり親家庭や貧困家庭では、経済的に困難を抱えている傾向にあります。特に、ひとり親家庭は養育費を受け取っていないケースが多く、経済的な負担が大きいといえます。このため、家庭の状況にかかわらず日々の生活を安定させるため、経済的支援の充実に向け取り組みます。

なお、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も子どもの育ちに与える影響が大きいことを踏まえ、経済的支援だけでなく、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めます。

その1つとして、養育費に関する支援の充実を検討します。

本市では養育費に関する相談を受けた場合、必要に応じて専門の相談員につなぐ支援を行っていますが、依然としてひとり親世帯では養育費を受け取っていないケースや、取り決め自体をしていないケースが多い状況となっています。

養育費については、国でも離婚時の養育費の取り決めが一層促進されることが重要とし、相談支援・取り決めに係る支援・確保に係る支援の三段階で方針を示しています。以上のことから、本市でも、国の動向を注視しながら、養育費に関する支援の充実を検討するなど、経済的支援の充実に向けて取り組みます。



【資料編】

<松山市子どもの未来応援プラン策定経過>

日程		策定経過
令和2年	6月3日	第1回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会(書面開催)
	7月22日	第2回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会(書面開催)
	10月28日	第3回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
令和2年 令和3年	12月4日 ~1月8日	パブリックコメント(市民意見公募手続)
令和3年	1月27日	第4回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

<松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員>

選出区分	団体及び役職	氏名
学識経験者	愛媛大学教育学部教授	青井倫子
福祉従事者	松山市母子保健推進協議会副会長	石河保恵
福祉従事者	松山市母子会理事	岩崎八重美
市議会議員	松山市議会市民福祉委員会委員長	太田幸伸
学識経験者	松山市医師会会長	岡本茂樹
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部教授	釜野鉄平
学識経験者	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科教授	● 小池美知子
福祉従事者	松山市保育会副会長	鈴木裕美
福祉従事者	松山みらいクラブ連絡協議会監査	仙波弘子
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部教授	◎ 村岡則子
福祉従事者	松山市小中学校 PTA 連合会副会長	森恵美

◎分科会会長 ●分科会副会長 敬称略(50音順)

松山市子どもの貧困対策庁内関係課連絡会設置要領

平成28年4月1日

改正 平成29年4月1日

改正 令和 2年4月1日

(設置)

第1条 子どもの貧困対策に関して庁内の関係課等が理解を深めるとともに、問題意識を共有し、密接な連携を図りながら総合的に推進するため、松山市子どもの貧困対策庁内関係課連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会は、次の事項について情報共有または協議する。

- (1)「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく支援策に関すること。
- (2)「子供の貧困対策に関する大綱」における「子供の貧困に関する指標」の管理に関すること。
- (3)庁内の関係課等による相互連携に関すること。
- (4)その他子どもの貧困対策に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、原則として別表に掲げる関係課の職員で構成する。

(会長)

第4条 会長は、松山市保健福祉部子育て支援課長をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、連絡会を構成する関係課を見直すことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、連絡会を構成する関係課以外のものの出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、松山市保健福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会に関する必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要領は、制定日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部局名	課等名
保健福祉部	障がい福祉課
	生活福祉総務課
	子育て支援課
	子ども総合相談センター事務所
	保育・幼稚園課
	健康づくり推進課
都市整備部	住宅課
産業経済部	地域経済課
教育委員会事務局	地域学習振興課
	学校教育課
	教育研修センター事務所
	保健体育課
	教育支援センター事務所

松山市子どもの未来応援プラン
(令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)
令和 3(2021)年 3 月

発行:松山市保健福祉部 子育て支援課
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7 番地 2
電話:089-948-6418